

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－
 第 2-42 部：業務用コンベクション，
 蒸し器及びスチームコンベクション
 オープンの個別要求事項

正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	5.102	機器の一部又は全体が，異なる規格の適用となる機能で使用される場合には，合理的に適用できる限り，関連する規格を，それぞれの機能ごとに適用する。	(削除)
	20.101	オープンの下段がこんろより上に位置している場合の扉を除いて，…。	調理区画の下段が通常の作業面より上に位置している場合の扉を除いて，…。
	22.7	大気圧を超える圧力（過圧）で運転する機器は，…。	大気圧を超える圧力（過圧）で運転する蒸し器及び蒸気発生装置は，…。
	22.113	加圧防止安全装置は，…。その構造は，動作できないようにすることが不可能でなければならない。	加圧防止安全装置は，…。加圧防止安全装置は，操作できない構造か，特別な工具を使用せずに，圧力除去設定をより高く変更できない構造にしなければならない。

平成 18 年 7 月 3 日作成